

指定管理者の評価結果について（令和6年度）

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：津島総合プール

所在地：津島市南新開町2丁目74番地

設置年：平成3年

設置目的：地域住民のスポーツの振興に寄与するため。

施設内容：構造：鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造

敷地面積：1,484.920 m²

延床面積：1,872.453 m²

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名：岩間造園株式会社

所 在 地：名古屋市瑞穂区中山町六丁目3番地の2

指定管理者概要：文化・スポーツ振興を図るための各施設の理念に基づき、
当該施設の管理運営を行なっている。

(3) 指定管理業務の範囲

津島市教育・体育施設及び都市公園の管理に関する業務

(4) 指定期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日

2 評価結果

(1) 評価基準

評価項目
I 適正な管理の確保に関する取り組み
(1) 管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none">・ 施設の維持管理が適切に行われているか。・ 施設の管理にあたる人員配置が合理的であったか。・ 個人情報を保護するための対策が十分であったか。
(2) 安全対策、危機管理体制など <ul style="list-style-type: none">・ 事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制は十分であったか。・ 防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み
(1) 施設の利用促進など <ul style="list-style-type: none">・ 目標の利用者数をクリアしたか。・ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、十分なサービスが提供されたか。
(2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の意見を反映させる取組みが行われたか。・ 利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。・ サービスの質を維持・向上を図る具体的な取り組みがなされ、効果があったか。
III 管理経費の安定や低減に関する取り組み
(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） <ul style="list-style-type: none">・ 協定で定めた費用で施設の管理が効率的になされたか。・ 施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。
(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫 <ul style="list-style-type: none">・ 施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。・ 再委託をした業者は、適切な水準で行われたか。
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成状況 <ul style="list-style-type: none">・ 施設の設置目的に沿った活用がなされているか。・ 施設の設置目的を達成するための取組みがなされ、効果があったか。
(2) 提案内容の達成状況 <ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書での主な目標項目について、達成状況はどうか。

(2) 評価結果

評価項目	令和6年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に関する取組 (1) 管理の実施状況 (2) 安全対策、危機管理体制など	・屋内及び屋外プールともに利用を休止している。(屋内プールは平成30年以降、屋外プールは令和2年以降利用休止)	2点／3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組 (1) 施設の利用促進など (2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上		
III 管理経費の安定や低減に関する取組 (1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） (2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫	・定例の管理業務により、最低限の施設設備の維持に経費を支出している。	2点／3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取組 (1) 施設の設置目的の達成状況 (2) 提案内容の達成状況		
合計		4点／6点
総合評価		A

[評価の理由]

- I 適正な管理の確保に関する取組
- ・定例の管理業務の実施など適正な管理の確保ができているが、屋内及び屋外プールともに利用を休止している。
 - ・警備業務により天井落下状況などの把握に努めている。
- II 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取組
- III 管理経費の安定や低減に関する取組
- ・定例の管理業務により、最低限の施設設備の維持に努めている。
- IV 施設の設置目的の達成に関する取組

【評 点】

- 3点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの
- 2点：計画された業務水準を概ね達成したもの
- 1点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの
- 0点：計画された業務水準を達成できなかったもの

【総合評価】

- S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。
(「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上)
- A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。
(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満)
- B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。
(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満)
- C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。
(「0点」が1項目以上ある、または、合計得点が全体の30%未満)